

中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市中山間地域活性化支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、中津市補助金等交付規則(平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。)及び補助金等の交付手続に関する特例規則(平成18年中津市規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、旧下毛郡の三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町(以下「旧下毛地域」という。)の様々な主体が次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を市が補助することにより、旧下毛地域の地域活性化に向けた交流・関係人口の創出を図ることを目的とする。

- (1) 交流・関係人口創出支援事業(イベント型)(地域外との交流、地域外からの集客等を目的とし、旧下毛地域内で交流・関係人口創出に繋がるイベント等を単発的に行う事業をいう。)
- (2) 交流・関係人口創出スタートアップ支援事業(事業継続型)(前号の事業以外の新たに行われる事業で、旧下毛地域内で継続的に行われ、交流・関係人口創出に繋がると見込める事業のうち、継続的な事業運営に関する事業及びスタートアップに関するものをいう。)

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、次項に規定する補助金の交付の対象となる団体(以下「補助事業者」という。)が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主たる活動の場が旧下毛地域内にあり、自主的かつ自発的な運営が行われていること又はその見込みがあること。
- (2) 原則として18歳以上の構成員3人以上(同一世帯又は事実上同一世帯と市長が認める者を除く。)で組織され、当該構成員の2分の1以上が旧下毛地域内に在住であること。
- (3) 営利を目的とした団体でないこと。

- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 組織の運営に関する規約、会則、銀行口座等があり、会員等の名簿を備えていること。
- (7) 設立趣旨又は活動内容その他の事項により補助の対象として適当でないと認められる団体でないこと。

3 補助金は、原則として1団体につき1事業に対し交付する。この場合において、当該事業は、補助事業者が自主的又は主体的に企画又は実施する公益的な事業とし、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 第5条に規定する審査会において旧下毛地域の交流・関係人口創出に寄与すると認められる事業であること。
- (2) 予算の収支等が適正であること。
- (3) 交流・関係人口創出スタートアップ支援事業（事業継続型）にあつては、補助金の交付期間の終了後、自立した運営が継続して行われる見込みがあること。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

4 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかであるときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (2) 宗教、政治又は選挙に関する活動を目的とする事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが受益者となる事業
- (4) 地域住民の交流会、地域行事等、主に地域住民のみが関わる事業
- (5) 既に市からこの補助金以外の補助金、助成金その他の給付を受けている又はこれらの給付の対象となる事業
- (6) その他市長が不適当と認める事業

5 補助対象経費、補助率、補助対象限度額及び補助金の交付期間は、第2条に規定する補助事業の区分に応じ、交流・関係人口創出支援事業（イベント型）に関する経費にあつては別表1、交流・関係人口創出スタートアップ支援事業（事業継続型）

のうち継続的な事業運営に関する経費にあつては別表2、スタートアップに関する経費にあつては別表3のとおりとする。この場合において、補助対象経費として申請できる経費は当該年度に係るもの（補助金の交付を申請する時点で実施済み又は実施中の事業に係る経費を含む。）とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

- （1） 中津市中山間地域活性化支援事業補助金実施計画書（別紙1）
- （2） 中津市中山間地域活性化支援事業補助金収支予算書（別紙2）
- （3） 補助事業者である団体（以下単に「団体」という。）に関する調書（別紙3）
- （4） 団体の規約、会則等の写し
- （5） 団体の直近1年間の事業・収支報告書又はこれに代わるものの写し（団体設立の初年度であるは省略できるものとする。）
- （6） 会員及び役員等の名簿（会員の住所及び生年月日を記載すること。）
- （7） 団体の銀行口座の写し
- （8） 誓約書
- （9） その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（審査会の設置等）

第5条 補助金の交付の適否及び適正化を図るため、中津市提案型中山間地域活性化事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、企画市民環境部長、旧下毛地域を管轄する支所の支所長、地域振興・広聴課長及び旧下毛地域を管轄する支所の地域振興課長で構成し、企画市民環境部長を委員長とする。

3 審査会の事務局は、地域振興・広聴課に置く。

4 委員長は、市長が前条の規定による申請を受理したときに審査会を招集するものとし、審査会は、提出された書類により次に掲げる事項を調査及び審議し、結果を市長に報告するものとする。

(1) 補助金の交付、増額又は減額、事業の廃止及び事業内容の適否に関すること。

(2) その他補助金等の定期的な見直し又は適正化に関すること。

5 審査会は、補助金等の審査に関して必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

6 審査会の審査手続及び審査基準は、別に定める。

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条第4項の規定による審査結果の報告に基づき補助金の交付の可否を決定するものとし、当該交付又は不交付の決定の通知は、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ中津市中山間地域活性化支援事業補助金変更申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げる軽微な変更をする場合を除く。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（報償費、旅費に係るものを除く変更及び事業量の30パーセント以内の減少等をいう。）

(2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(3) 補助対象経費の費目間における流用で、当該流用する額のうちいずれか少ない方の額の30パーセント以内の増減

(事故報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに中津市中山間地域活性化支援事業補助金事故報告書(様式第4号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第9条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付決定変更・取消通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 第7条の承認をした場合

(2) 前条の報告を受けた場合

(3) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに中津市中山間地域活性化支援事業補助金状況報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第11条に規定する実績報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、中津市中山間地域活性化支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 中津市中山間地域活性化支援事業補助金収支決算書(別紙6)

(2) 事業実施に係る写真及び資料等

(3) 事業実施に要した費用の領収書の写し

(4) 中津市中山間地域活性化支援事業補助金事業評価チェックシート(別紙7)

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控

除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、精算払(前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払う方法をいう。)又は概算払(交付すべき補助金の額が確定する前に、交付の決定した額の範囲内において支払う方法をいう。)のいずれかによるものとし、補助事業者は、中津市中山間地域活性化支援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第9号)により補助金を請求するものとする。

2 前項の規定により概算払にて交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者はその不足する額について補助金精算(概算)払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長はその超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、中津市中山間地域活性化支援事業補助金消費税等仕入控除額確定報告書(様式第10号)より速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前条第2項の規定は、前項の返還について準用する。

(財産の処分等の制限)

第16条 補助事業者は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、中津市中山間地域活性化支援事業補助金財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、同条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する種類ごと(その種類につき構造若しくは用途又は設備の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途又は設備の種類ごと)に定める期間とする。

2 前項の場合において、市長は、承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の取得価格又は効用の増加価格の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 災害等による補助事業の中止又は廃止その他のやむを得ない事情があり、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産を処分しようとするときは、第1項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項後段に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第17条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年中地広暦第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失

効前に完了した事業における第11条から第17条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 3 条関係） 交流・関係人口創出支援事業（イベント型）

補助対象科目	内容
報償費	イベント等において支払われる専門家、講師等に対する謝金等
旅費	イベント等において支払われる専門家、講師等に対する旅費（補助事業者の旅費を除く。）
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	事業に必要なパンフレット、ポスター等の印刷代
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費
通信運搬費	郵便料（切手又ははがきの費用をいう。）、物品の宅配便等（補助事業者の電話料金及びインターネット通信代を除く。）
保険料	事業の実施に係る保険料
材料費	事業に使用する材料費
委託料	イベント開催に際し必要となる委託料
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費（団体等が使用している施設等の使用料を除く。）
その他	その他事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費
<p>1 補助率 10分の10以内で市長が定める割合</p> <p>2 補助金の交付期間 3年間を限度に市長が定める期間</p> <p>3 補助対象限度額 1年度につき100万円</p>	

別表2（第3条関係） 交流・関係人口創出スタートアップ支援事業（事業継続型）
事業運営支援

補助対象科目	内容
報償費	イベント、研修等において支払われる専門家、講師等に対する謝金等
旅費	イベント、研修等において支払われる専門家、講師等に対する旅費又は事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	事業に必要なパンフレット、ポスター等の印刷代
光熱水費	事業の拠点となる施設の光熱水費（補助の目的に資する場合に限る。）
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費
通信運搬費	郵便料（切手又ははがきの費用をいう。）、物品の宅配便、電話料金、インターネット通信代等
保険料	事業の実施に係る保険料
材料費	事業に使用する材料費
委託料	事業に係る施設の工事又は修繕の設計、事業計画作成、ホームページ制作、事業の一部委託等の事業の実施に必要な委託費等
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費
その他	その他事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費

- 1 補助率 10分の10以内で市長が定める割合
- 2 補助金の交付期間 3年間を限度に市長が定める期間
- 3 補助対象限度額 1年度につき100万円

別表3（第3条関係） 交流・関係人口創出スタートアップ支援事業（事業継続型）
 スタートアップ支援

補助対象科目	内容
工事請負費	継続的な事業を実施する上で拠点となる施設の工事に係る経費（施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とする。ただし、特殊な施工が必要等、やむを得ない場合はこの限りでない。）
修繕費	継続的な事業を実施する上で拠点となる施設の修繕に係る経費（施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とする。ただし、特殊な施工が必要等、やむを得ない場合はこの限りでない。）
備品購入費	継続的な事業を開始するのに際し、必要と認められる備品の購入に係る費用（パソコン、カメラ等の家電製品等、他の事業での利用も可能な汎用性の高いものを除く。）
原材料費	継続的な事業を実施する上で拠点となる施設の整備に際し、建築物（拠点）の構成部分となる材料に係る経費
委託料	事業に係る施設の工事又は修繕の設計委託費
その他	その他継続的な事業を開始するのに際し、市長が必要かつ適正と認める経費
1 補助率 4分の5以内で市長が定める割合 2 補助金の交付期間 3年間を限度に市長が定める期間 3 補助対象限度額 3年間を限度に市長が定める期間で合計200万円	